

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の二第一項の規定によって、調理師試験を次のとおり実施する。

平成二十三年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 試験の日時

平成二十三年八月十日（水）午後一時から午後三時まで

二 試験の場所

- 1 鈴峯女子短期大学（広島市西区井口四丁目六番一八号）
  - 2 福山平成大学（福山市御幸町上岩成正戸一七番地一）
- なお、試験場所の指定は、受験票によって連絡する。

三 受験資格

次のすべての要件に該当する者

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者又は調理師法附則第三項の規定によって学校教育法第五十七条に規定する者とみなされるもの
- 2 調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条に定める多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で、受験願書受付日現在二年以上調理の業務に従事した者

四 試験科目

- 1 食文化概論
- 2 衛生法規
- 3 公衆衛生学
- 4 栄養学
- 5 食品学
- 6 食品衛生学
- 7 調理理論

五 受験手続

- 1 受験願書の受付期間  
平成二十三年六月十四日（火）から平成二十三年六月二十三日（木）まで（受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで）。ただし、土曜日、日曜日は除く。

郵送の場合は、平成二十三年六月十四日から平成二十三年六月二十三日までの消印があるもの限り受け付ける。

2 受験願書の提出先

受験願書は、次のいずれかの場所に提出すること。

- (一) 広島県健康福祉局食品生活衛生課（〒七三〇―八五一 広島市中区基町一〇番五二号）

- (二) 広島市保健所食品保健課（〒七三〇―〇四三 広島市中区富士見町一一番二七号）

広島市保健所東区分室（〒七三二―八五二〇 広島市東区東蟹屋町九番三四号）  
広島市保健所南区分室（〒七三四―八五三三 広島市南区皆実町一丁目四番四六号）  
広島市保健所西区分室（〒七三三―八五三〇 広島市西区福島町二丁目二番一号）  
広島市保健所安佐南区分室（〒七三二―〇一九三 広島市安佐南区古市一丁目三三番一四号）  
広島市保健所安佐北区分室（〒七三二―〇二九二 広島市安佐北区可部四丁目一三番一三号）  
広島市保健所安芸区分室（〒七三六―八五〇一 広島市安芸区船越南三丁目四番三六号）  
広島市保健所佐伯区分室（〒七三一―五一九五 広島市佐伯区海老園二丁目五番二八号）  
呉市保健所生活衛生課（〒七三七―〇〇四一 呉市和庄一丁目二番一三号）  
竹原市市民健康課（〒七二五―〇〇二六 竹原市中央三丁目一四番一号）  
三原市保健福祉課（〒七二三―〇〇一四 三原市城町一丁目二番一号）  
尾道市健康推進課（〒七二二―〇〇一七 尾道市門田町二番五号）  
尾道市因島保健センター（〒七三二―三三二四 尾道市因島田熊町四四八二番地六）  
福山市保健所総務課（〒七二〇―〇〇三二 福山市三吉町南二丁目一―番二二号）  
府中市保健課（〒七二六―〇〇一一 府中市広谷町九一九番地三）  
三次市総合窓口センター保険年金課（〒七二八―八五〇一 三次市十日市中二丁目八番一号）  
庄原市保健医療課（〒七二七―八五〇一 庄原市中本町一丁目一〇番一号）  
大竹市保健介護課（〒七三九―〇六九二 大竹市小方一丁目一―番一号）  
東広島市健康長寿課（〒七三九―八六〇一 東広島市西条栄町八番二九号）  
廿日市市保健センター（〒七三八―八五二二 廿日市市新宮一丁目一―番一号）  
安芸高田市保健医療課（〒七三一―〇五九二 安芸高田市吉田町吉田七九―番地）  
江田島市保健医療課（〒七三七―二二九五 江田島市大柿町大原五〇五番地）  
府中町環境課（〒七三五―八六八六 安芸郡府中町大通三丁目五番一号）  
海田町保健センター（〒七三六―〇〇六六 安芸郡海田町中店八番三三号）  
熊野町生活環境課（〒七三二―四二九二 安芸郡熊野町中溝一丁目一―番一号）  
坂町保険健康課（〒七三一―四三九三 安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目一―番一号）  
安芸太田町福祉課（〒七三二―三六二二 山県郡安芸太田町大字下殿河内二三六番地）  
北広島町保健課（〒七三一―一五九五 山県郡北広島町有田一二三四番地）  
大崎上島町保健衛生課（〒七二五―〇四〇一 豊田郡大崎上島町木江四九六八番地）  
世羅町健康保険課（〒七二二―一一二二 世羅郡世羅町本郷九四七番地）  
神石高原町保健課（〒七二〇―一五二二 神石郡神石高原町小島一七〇―番地）

### 3 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 写真（出願前六か月以内に正面から撮影した上半身・無帽・縦五センチメートル、横四センチメートル）
- (三) 次のいずれかを証明する書類
  - (1) 学校教育法第五十七条に規定する者であること。
  - (2) 調理師法附則第三項の規定によって学校教育法第五十七条に規定する者とみなされるものであること。

#### (四) 調理業務従事証明書

平成十二年度広島県調理師試験の受験者は、受験票をもって前記(三)及び(四)に代えることができる。

平成十三年度以降の広島県調理師試験の受験者は、受験票又は不合格通知書をもって前記(三)及び(四)に代えることができる。

### 4 受験案内等の配布

受験案内・受験願書・調理業務従事証明書は、前記2の場所で配布する。

なお、これら受験案内等を郵便で請求する場合は、連絡用の電話番号を明記し、宛先を明記した返信用封筒（百二十円切手を貼った十五センチメートル、二十三センチメートル以上の封筒）を同封すること。

### 六 受験手数料

六千円

この手数料は、六千円に相当する額の広島県収入証紙を受験願書の定められた欄に貼って納めること。広島県収入証紙には消印をしないこと。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

### 七 受験票の交付

受験票は、試験日の一週間前までに直接本人に送付する。

### 八 合格者の発表

平成二十三年九月十四日（水）午前九時に広島県庁、広島市保健所食品保健課、広島市保健所東区分室、広島市保健所南区分室、広島市保健所西区分室、広島市保健所安佐南区分室、広島市保健所安佐北区分室、広島市保健所安芸区分室、広島市保健所佐伯区分室、呉市保健所生活衛生課、竹原市市民健康課、三原市保健福祉課、尾道市健康推進課、尾道市因島保健センター、福山市保健所総務課、府中市保健課、三次市総合窓口センター保険年金課、庄原市保健医療課、大竹市保健介護課、東広島市健康長寿課、廿日市市保健センター、安芸高田市保健医療課、江田島市保健医療課、府中町環境課、海田町保健センター、熊野町生活環境課、坂町保険健康課、安芸太田町福祉課、北広島町保健課、大崎上島町保健衛生課、世羅町健康保険課、神石高原町保健課にて受験番号を掲示して行うほか、広島県ホームページに掲載する。

また、可否を受験者に文書で通知する。

## 九 問合せ先

この試験についての問合せは、次のいずれかの場所に行うこと。

- 1 広島県健康福祉局食品生活衛生課（電話〔〇八二〕五一一三―三二〇六〔ダイヤルイン〕）
- 2 広島市保健所食品保健課（電話〔〇八二〕二四一―七四一七）
  - 広島市保健所東区分室（電話〔〇八二〕五六八―七七五二）
  - 広島市保健所南区分室（電話〔〇八二〕二五〇―四一三七）
  - 広島市保健所西区分室（電話〔〇八二〕五三二―一〇一七）
  - 広島市保健所安佐南区分室（電話〔〇八二〕八三一―四五六三）
  - 広島市保健所安佐北区分室（電話〔〇八二〕八一九―三九五六）
  - 広島市保健所安芸区分室（電話〔〇八二〕八二一―二八二九）
  - 広島市保健所佐伯区分室（電話〔〇八二〕九四三―九七六二）
  - 呉市保健所生活衛生課（電話〔〇八二三〕二五―三五三七）
  - 竹原市市民健康課（電話〔〇八四六〕二二―七一五七）
  - 三原市保健福祉課（電話〔〇八四八〕六七―六〇三七）
  - 尾道市健康推進課（電話〔〇八四八〕二四―一九六二）
  - 尾道市因島保健センター（電話〔〇八四五〕二二―〇二二三）
  - 福山市保健所総務課（電話〔〇八四〕九二八―一六四）
  - 府中市保健課（電話〔〇八四七〕四七―一三一〇）
  - 三次市総合窓口センター保険年金課（電話〔〇八二四〕六二―六一三四）
  - 庄原市保健医療課（電話〔〇八二四〕七三―一五五）
  - 大竹市保健介護課（電話〔〇八二七〕五九―二四〇）
  - 東広島市健康長寿課（電話〔〇八二〕四二〇―〇九三六）
  - 廿日市市保健センター（電話〔〇八二九〕二〇―一六一〇）
  - 安芸高田市保健医療課（電話〔〇八二六〕四二―五六三三）
  - 江田島市福祉保健医療課（電話〔〇八二三〕四〇―三三四七）
  - 府中町環境課（電話〔〇八二〕二八六―三三四二）
  - 海田町保健センター（電話〔〇八二〕八二三―四四一八）
  - 熊野町民生部生活環境課（電話〔〇八二〕八二〇―五六〇六）
  - 坂町保険健康課（電話〔〇八二〕八二〇―一五〇四）
  - 安芸太田町福祉課（電話〔〇八二六〕二五―〇二五〇）
  - 北広島町保健課（電話〔〇五〇〕五八二―一八五三）
  - 大崎上島町保健衛生課（電話〔〇八四六〕六二―〇三三〇）
  - 世羅町健康保険課（電話〔〇八四七〕二五―〇二九四）
  - 神石高原町保健課（電話〔〇八四七〕八九―三三六六）